

## 建設リサイクル法に伴う提出書類について

豊橋市役所 契約検査課

電話 0532-51-2155

### ■対象建設工事等（特定建設資材が使用されているか、又は使用するもの）

建築物の解体	床面積 $\geq$ 80㎡
建築物の新築・増築	床面積 $\geq$ 500㎡
建築物の修繕・模様替	請負代金の額 $\geq$ 1億円
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額 $\geq$ 500万円

※特定建設資材とは、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート を指します。

### ■提出の時期

落札後、2日以内に契約検査課へ提出すること。

※不明な点については、工事担当課へ問い合わせのうえ提出してください。

### ■提出書類

- ① 説明書
- ② 分別解体等の計画等
- ③ 特記事項
- ④ 廃棄物の種類、処理施設の名称、所在地
- ⑤ 工程表（着手後に提出するものでも可）

※ ②については、記入例を参考に、簡単に記入し、該当がない場合は「支障なし」「なし」と記入してください。

※ ③については、契約書の一部として使用しますので、金額の間違いないようお願いします。「2、解体工事に要する費用」については、解体が主の工事のみ記入してください。